

中津市民病院共同利用の手引き

令和 2 年 5 月改訂
中津市民病院

平成 24 年 4 月策定
平成 25 年 6 月改訂
平成 28 年 10 月改訂
平成 30 年 1 月改訂
令和 元年 8 月改訂

目次

	ページ
I 共同利用のための医師の登録	1
II 開放病床	2
III 病院内の施設・設備の共同利用	4
IV 研修会	6
V 諸記録の閲覧	7
VI 医療紛争・業務災害等	7
VII その他	7
様式 1 登録医申請書	8
様式 2 登録医証	9
様式 3 登録医名簿	10
様式 4 開放型病院共同指導料	11
様式 5 開放病床利用届出書	12
様式 6 開放病床入院予定報告書	13
様式 7 開放病床共同診療日程報告書	14
様式 8 登録医来院名簿	15
様式 9 宣誓書	16
様式 10 開放病床共同診療実施票	17
様式 11 施設・設備共同利用申請書	18
様式 12 閲覧申請書	19
様式 13 施設・設備共同利用予定報告書	20

I 共同利用のための医師の登録

1 登録医

当院の開放病床や施設・設備の共同利用を希望する医師は当院の共同利用登録医になる必要があります。

(1) 登録の手続き

- ・登録を希望する医師は、「登録医申請書」(様式 1)を所属医師会長の推薦を得て当院院長(相談支援センター地域医療連携室)へ提出してください。(郵送可)
- ・登録を承認された医師に対して、当院院長が「登録医証」(様式 2)を交付し、当院の「登録医名簿」(様式 3)に記録します。

(2) 登録医の要件

- ・大分県北部医療圏及び豊前築上地域の医療機関等の医師であること。
- ・所属医師会の推薦があること。
- ・保険医の届出を行っていること。
- ・「中津市民病院共同利用運営規程」及び関係法令等を遵守できること。

(3) 登録期間

登録医の登録期間は1年間とします。ただし、年度の途中から登録された場合の登録期間は、登録日の属する年度の末までとします。なお、登録期間は登録医と当院の双方に特別の事情がない限り自動更新となります。登録医は、登録内容の変更又は登録を辞退する場合は、その旨を書面で院長に届け出てください。

ただし、院長が不相当と判断した場合は、中津市民病院共同利用管理運営委員会に諮った上で登録を取り消すことができるものとします。

2 登録医の活動

登録医は、当院において次の活動ができます。

- (1) 開放病床に入院した患者の当院担当医師(主治医)との共同診療
- (2) 当該患者のための施設、設備等の共同利用
- (3) 図書室の利用
- (4) 当院が主催する研修会などへの参加

(5) 諸記録の閲覧

(6) その他、院長が特に必要と認めた事項

II 開放病床

1 開放病床

当院の開放病床は、急性期・高度医療の治療を行う病床であり、主治医と登録医が相互に医学の研鑽を図り、包括的で一貫性のある安全で良質な医療を提供することを目的としています。

※全て予約制です。

2 対象患者

対象となる患者は、当院が診療すべき高度な医療や急性期医療等を必要とする患者とします。専門的な治療や検査を要しない単に療養を目的とした慢性疾患患者は対象となりません。

※開放病床が満床で、一般病床へ入院する場合は共同診療の対象外とします。

3 受入診療科

内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、産婦人科、放射線科とします。

4 開放病床数

原則一般病床 5床

※ 病棟は、変更する場合があります。

5 開放病床を利用できる者

当院の共同利用登録医として登録されていることが必要です。

6 入院手続

(1) 開放病床の利用や開放型病院共同指導料等について患者に説明し、患者の同意を得たうえでお申し込みください。

患者の入院受付時間は、原則として 14 時から 15 時までにご利用します。

※説明には「開放型病院共同指導料について」(様式 4)を利用し、患者に手渡してください。

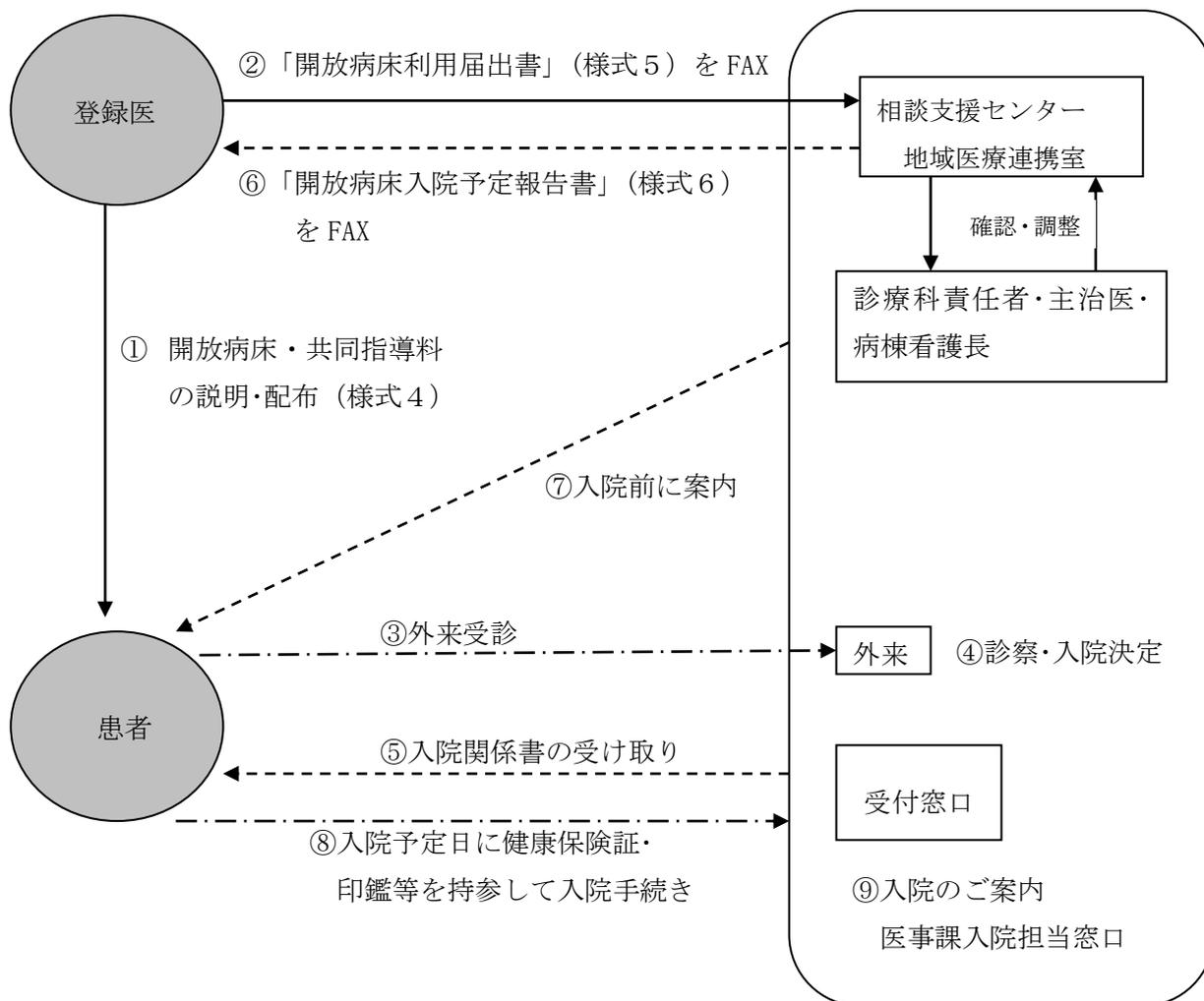
(2)「開放病床利用届出書」(様式 5)に必要事項を記載のうえ、相談支援センター地域医療連携室にFAX送信してください。

※診療情報提供書に「開放病床利用」と記入したもので可です。

※平日の 17 時以降、土・日及び祝祭日等における緊急入院は原則、救急の患者として取り扱います。

(3)相談支援センター地域医療連携室が登録医宛てに「開放病床入院予定報告書」(様式 6)をFAX送信します。

《開放病床利用手順フロー図》



7 開放病床での共同診療

- (1) 事前に共同診療の希望日時を電話などで相談支援センター地域医療連携室にお知らせください。主治医と日程調整後、「開放病床共同診療日程報告書」(様式 7)を相談支援センター地域医療連携室よりFAX送信します。ただし、主治医と直接日程調整した場合は、連絡の必要はありません。
- (2) 来院時には、最初に相談支援センター地域医療連携室にお越しいただき、「登録医来院名簿」(様式 8)に記入をお願いします。白衣・名札をお渡ししますのでご利用ください。
- (3) 病棟での診療補助は、当院看護師が行います。
- (4) 共同診療の時間は、原則として平日の 13 時から 17 時までの間としますが、登録医と主治医及び看護師が別途協議し決めることができます。
- (5) 登録医と当院主治医は共同診療の内容を電子カルテへ記載します。登録医は、自院の当該患者診療録に当院診療録の写しを貼付し、記録として保管してください。
初回利用時に、パスワード等の登録手続き、「宣誓書」(様式 9)の提出が必要です。
- (6) お帰りの際は、相談支援センター地域医療連携室に立ち寄り白衣・名札を返却した後、「登録医来院名簿」に時刻を記入してください。

8 退院

退院後は、原則紹介元医療機関にお帰りいただきます。

9 開放型病院共同指導料の請求について

開放型病院共同指導料(I)は、相談支援センター地域医療連携室が送付する「開放病床共同診療実施票」(様式 10)や貴院診療録等に基づいて登録医療機関で診療報酬請求をしてください。

※ 当院は月単位で「開放病床共同診療実施票」(様式 10)を作成し報告します。患者の退院後3日以内、または入院が月をまたぐ場合は翌月3日までに登録医に FAX 送信します。

Ⅲ 病院内の施設・設備の共同利用

1 共同利用が可能な施設・設備

- ・手術室
- ・医療機器(CT、MRI、核医学診断装置等)
- ・図書室

・その他診療の目的で使用する施設・設備

2 申請方法

(1) 共同利用を希望する場合は、事前に「施設・設備共同利用申請書」(様式 11)を相談支援センター地域医療連携室に送付(FAX可)してください。

(2) 当院で調整後、相談支援センター地域医療連携室から利用についてご連絡します。なお、手術室のみの利用の場合において、登録医宛に、「施設・設備共同利用予定報告書」(様式 13)を FAX 送信します。

3 手術室の共同利用

(1) 利用対象者

当院の共同利用登録医として登録されていることが必要です。

(2) 利用可能日時

原則平日の 8 時 30 分から 17 時までとします。

(3) 利用手順

- ・登録医は、事前に患者に十分な説明をし、書面にて承諾を得ておいてください。
- ・原則的には、当院のシステムで対応させていただきます。執刀、助手、見学のいずれも可能ですが、当院関係者と充分なご協議をしておいてください。

(4) 診療報酬の請求について

当院から患者の保険者に請求いたします。登録医には、別途登録医が手術の執刀、助手をした場合の報酬については別途定めた金額を、後日、当院からお支払いさせていただきます。

4 医療機器の共同利用

(1) 利用対象者

当院の共同利用登録医として登録されていることが必要です。

(2) 利用可能日時

原則平日の 8 時 30 分から 17 時までとします。

(3) 利用手順

- ・登録医は、事前に患者に検査目的や注意事項の説明をしておくようお願いします。
- ・患者は、検査当日、予約時間の 15 分前までに相談支援センター地域医療連携室においていただきます。

- ・検査終了後、検査フィルム及び読影報告書を患者にお渡しします。検査結果説明は、登録医からお願いします。患者の都合で、当院から貴院へ郵送させていただく場合もあります。
- ・登録医が、自ら検査を行うことも可能ですが、当院関係者と十分な協議をしておいてください。

(4) 診療報酬の請求について

- ・登録医は、開放病床に患者を入院させ当院に赴き、診療した場合は開放型病院共同指導料(Ⅰ)を保険請求します。
- ・登録医が手術の執刀、助手及び検査をした場合の報酬については別途定めます。
- ・当院は、開放病床に患者を入院させ共同診療が実施された場合は開放型病院共同指導料(Ⅱ)を請求します。

5 図書室の共同利用

(1) 利用対象者

大分県北部医療圏及び豊前築上地域等において医療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等とします。

(2) 利用可能日時

原則として平日の8時30分から17時までとします。

(3) 持ち出しの禁止

図書は図書室内で閲覧し、室外への持ち出しはお断りします。コピーを希望する場合は、総務課に相談ください。

(4) 留意事項

- ・図書を故意に破損又は汚染した場合は、修復に要する実費をご負担願います。
- ・図書室内での飲食は、ご遠慮ください。
- ・利用料は、必要ありません。

IV 研修会

当院が開催する各種研修会等への参加も希望に応じて可能です。

(1) 利用対象者

大分県北部医療圏及び豊前築上地域等において医療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、

看護師等とします。

(2) 広報

医師会等を通じてお知らせします。

V 諸記録の閲覧

(1) 閲覧可能な諸記録

- ・共同利用の実績
- ・救急医療の提供の実績
- ・地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
- ・閲覧の実績
- ・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
- ・その他、院長が特に必要と認めた諸記録

(2) 申請方法

- ・事前に「閲覧申請書」(様式 12)を相談支援センター地域医療連携室に送付(FAX 可)してください。
- ・相談支援センター地域医療連携室から閲覧の可否について通知します。

VI 医療紛争・業務災害等

- ・医療紛争が発生した場合、両者が連携を密に協力して対処することとします。
- ・共同利用において発生した医療事故について損害賠償を求められたときの賠償の責は当院が負うものとし、当院が加入している賠償保険を適用し処理することとします。ただし、登録医に責任が認められた場合は、当院は、登録医に対し求償権を行使することとします。
- ・当院の敷地内で共同利用中に生じた登録医等の業務災害は、登録医等の責任において対処することとします。

VII その他

- ・当院の諸規則を遵守するようお願いします。
- ・各種様式はホームページからダウンロードできます。
- ・ご要望、ご不明な点等ございましたら、相談支援センター地域医療連携室までご連絡ください。なお、診療報酬につきましては、医事課までご連絡ください。